



監査結果報告書

宝 監 第 1 5 3 号

令和5年(2023年)12月20日

宝塚市長 山崎晴恵様

宝塚市監査委員	和田和久
同	小川克弘
同	村松あんな

令和5年度定期監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき次のとおり報告します。

なお、監査委員和田和久は令和5年12月14日付けで選任されており、監査については、徳田逸男、小川克弘及び村松あんなが執行したことを申し添えます。

第1 監査等の種類

定期監査（工事監査）

第2 監査等の対象

別紙「監査対象工事一覧表」記載の工事の施工状況

（請負金額おおむね 1,000万円以上の工事を建築及び土木の各分野から、関係各部の均衡を考慮して抽出しました。）

第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査対象工事の設計図書、工事関係書類等のあらかじめ提出された書類等について審査するとともに現地調査を行い、その施工状況について監査を実施しました。

なお、監査の実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を求めこれを参考にしました。

第4 監査等の日程

事務局監査 令和5年 8月25日から令和5年10月12日まで

監査委員監査 令和5年10月12日

第5 監査等の結果

全体として、設計図書、関係書類及び工事施工状況等は、おおむね適正であると認められました。なお、第6で述べる指摘・意見については検討を行うとともに、今後は適切な処理に努めてください。

工事監査は、対象工事の施工内容等の良否の判定のみに留まるものではなく、その指摘等が今後の本市公共工事全体に活かされ、よりよい公共施設となることを目的とするとともに、各種工事に関する技術の継承や技術職員の説明能力等の技能の向上が図られることを期待して実施しているものです。

したがって、単に指摘等を受けた担当部局だけの問題としてではなく、市全体の問題として検討してください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 宝塚市ひろば等整備工事（その13）

工事進捗状況（実施率）は、令和5年9月30日現在で計画出来高25%に対して、25%でした。

（1）設計について

本工事では、設計段階から、本庁舎への寄り付きがよりスムーズになるようロータリー形状を整え、本庁舎建設時からある高木は可能な限り残置する計画としています。また、中庭ひろばについては、来庁者にとっての憩いの場となるようベンチや高木を配置するとともに、行政や市民のイベント利用にも活用できるよう平面を広くする計画としており、市民に配慮した設計とされています。

なお、設計委託業者作成の照査報告書は設計の各段階で提出されていますが、照査項目にチェックマークのみを記した箇所が多くあり、照査内容が不明確な状態でした。照査内容について、備考欄へ記載することが望まれます。

（2）特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足するとともに本工事固有の技術的要求事項を定めているものです。特記仕様書の履行状況を確認したところ、履行確認は行っていましたが、書類として残していませんでした。特記仕様書の履行は重要であるため、チェックリスト形式の特記仕様書を作成するなど、履行確認の履歴を残すようにしてください。

（3）施工計画書について

施工計画書は、工事請負業者が設計図書・仕様書等に定められた工事目的物を完成させるために必要な手順、工法及び施工中の管理方法等を定めるもので、工事の施工及び施工管理の最も基本となるものです。施工計画書は適切な時期に提出されていましたが、「～を心掛ける。」「～に努める。」等の記載があり、具体性に欠けるため、対策や目標値、事例等を含めて具体的に記載するようにしてください。

（4）工程管理について

工程管理においては、工程計画に必要な事項の記載、工程計画に基づく施工、工程の進捗確認及び差異発生時の対応が重要となります。市監督員は、全体工程表、週間工程表、履行報告書及び現場巡視により工程の進捗状況を確認しており、工事の進捗は計画どおりですが、今後の工程遅延等に備え、フォローアップ基準（10%等）及び具体的なフォローアップ対策を施工計画書に記載するようにしてください。

(5) 写真管理について

工事写真は、施工計画書に記載している工事写真撮影計画に準じて管理しています。提出されている工事写真について確認したところ、工事黒板に記載している文字や数値が明確に読み取れない写真がありましたので、電子小黒板（従来の工事黒板のデジタル化）を使用するなど、改善に努めてください。

また、近年、検査データの改ざんが問題になっているため、各種立会検査では数値等を確認するだけでなく、市監督員は工事写真の中に入り、数値等を確認している状況を撮影しておくようにしてください。

(6) 施工監理・監督について

発注者及び工事請負業者の監理・監督状況を確認したところ、施工における指示や協議等は適切に実施していましたが、設計図面のない既設埋設管や既設コンクリート構造物等については、図面や工事写真等の記録を残しておくようにしてください。

また、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図るため、オンラインの活用も含めた、発注者、設計者及び施工者による工事施工調整会議の導入が望まれます。

(7) 工事施工の状況について

現場に掲示されている建設業の許可票について、専任の有無の標示は「有」ではなく「専任」、資格者証交付番号は一級土木施工管理技士ではなく監理技術者資格者証の交付番号、主任技術者の氏名ではなく監理技術者の氏名を記入する必要がありますので、訂正してください。また、市役所内での施工であることから、現場事務所周辺及び現場事務所内は整理整頓するとともに、特に現場事務所内での喫煙については、たばこの処理を確実に行ってください。

(8) 安全管理の状況について

平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられています。本工事では、リスクアセスメントによる安全管理を実施していますが、化学物質の製造・取扱いを行う場合のリスクアセスメントは実施されていませんでした。工事途中であるため、今後、対象となる化学物質を取り扱う場合は、リスクアセスメントを実施してください。

2 (都) 競馬場高丸線道路新設改良工事 (その2)

工事進捗状況(実施率)は、令和5年9月30日現在で計画出来高38.7%に対して、44.3%でした。

(1) 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足するとともに本工事固有の技術的要求事項を定めているものです。本工事の特記仕様書第7条から第10条においては、工事のステップごとに学校や地元と調整を行った上で、設計変更項目の仕様や有無を監督職員との立会いや協議により決定し、工事を進めることとしています。

しかしながら、設計変更項目となる小学校敷地内門扉の移設や倉庫の扉仕様等を決定した際の監督職員との協議書面や指示書等について、文書で作成されていませんでした。特記仕様書に記載している協議書や指示書等の作成手続きについては、その都度、適切に実施してください。

(2) 積算について

積算は、「兵庫県積算共同利用システム」(兵庫県まちづくり技術センター)を利用して実施されています。また、見積りによるものは、3者から見積りを徴収し、その平均値を採用しています。

見積書について確認したところ、発行年月日や見積有効期限が記載されていないなど一部不備が見られました。近年、建設資材の高騰が続いている状況であり、積算根拠になることから適正な見積りの取得に努めてください。

(3) 工期設定について

本工事の工期は、令和5年4月24日から令和6年3月29日です。工期設定は、隣接する小学校の運動場内施設の移設・復旧を伴うことから、学校運営への影響を少なくするため夏期休業期間である7月下旬から着手し、その後、地下埋設物の移設や道路整備を翌年の3月下旬までに仕上げ、年度内の完成を目指した設定としていますが、国土交通省土木工事積算基準書等に従う積上げ算定による工期設定はされていません。

建設産業では、今後の担い手確保や働き方改革を推進することが喫緊の課題となっており、これまで以上に工期の設定について関心を払う必要があると考えます。このため、工期の設定に当たっては、適切な積上げにより設定することはもちろんのこと、前の工程が終わらないと次の工程に進めず全体として工期短縮が難しいような工事においても、工事請負業者が週休2日制を確保できるよう簡易計算や工期設定支援システム等を利用して、工期の積上げによる妥当性を確認するよう努めてください。

(4) 契約書類について

契約書類に係る本工事の工事範囲について確認したところ、本工事に先行して実施

している（都）競馬場高丸線道路新設改良工事（その1）と工事範囲が一部重複しており、施工区分が明確でない箇所が見受けられました。重複している工事範囲については契約変更を行い、全て削除する予定であると説明を受けましたが、今後、同様の工事の進め方となる場合は、設計書の作成について十分に注意してください。

（5）施工監理・監督について

発注者及び工事請負業者の監督体制及び監督状況を確認したところ、特記仕様書第11条地下埋設物件の事故防止に伴う「立会打合せ調書」の有無・確認については、メールにより実施していましたが、特記仕様書に記載しているとおりの書面により確認の記録を残すようにしてください。

（6）工事施工の状況について

現場に掲示されている建設業の許可票について、専任の有無の標示は「専任」、資格者証交付番号は一級土木施工管理技士ではなく監理技術者資格者証の交付番号を記入する必要がありますので、訂正してください。

また、本工事は、今後も沿道との道路高低等の調整、隣接する小学校への騒音対策や自転車、歩行者等利用の安全確保への配慮が必要であることから、安全管理には十分に注意してください。

監査対象工事一覧表

(令和5年10月12日現在)

No.	工事名 工事番号	工事場所	契約金額 工期	請負業者	工事の概要
1	宝塚市ひろば等整備工事（その13） J1-2	東洋町 地内	124,389,100 円 令和5年6月26日 から 令和6年3月29日 まで	株式会社 田島組	(1) 敷地造成工 一式 (2) 植栽基盤工 一式 (3) 植栽工 一式 (4) 給水設備工 一式 (5) 雨水排水設備工 一式 (6) 電気設備工 一式 (7) 園路広場整備工 4,153㎡ (8) 修景施設整備工 22m (9) サービス施設整備工 一式 (10) 管理施設整備工 12基 (11) 構造物撤去工 一式 (12) 公園施設等撤去・移設工 一式 (13) 仮設工 一式
2	(都) 競馬場高丸線道路新設 改良工事（その2） B5-6	仁川宮西町 外 地内	115,856,400 円 令和5年4月24日 から 令和6年3月29日 まで	株式会社 秋田組	(1) 道路土工 一式 (2) 舗装工 2,515㎡ (3) 排水構造物工 一式 (4) 縁石工 103m (5) 防護柵工 183m (6) 移設工 一式 (7) カルバート工 12m (8) 重力式擁壁工 一式 (9) L型擁壁工 71m (10) 構造物撤去工 一式 (11) 仮設工 一式